

山口県報

令和6年
8月16日
(金曜日)

目次

- 告示
土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課).....
○公安委告示
技能検定員審査の実施.....
教習指導員審査の実施.....



山口県告示第二百二十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十條の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和六年八月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 起業者の名称
山口市
- 二 事業の種類
道の駅「仁保の郷」大規模改修事業
- 三 起業地
(一) 収用の部分
山口市仁保中郷字下西地内
(二) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

- (一) 法第二十條第一号関係
道の駅「仁保の郷」大規模改修事業(以下「本件事業」という。)は、法第三十三号に掲げる施設に関するものである。
- (二) 法第二十條第二号関係
本件事業の起業者である山口市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。
- (三) 法第二十條第三号関係
ア 本件事業の施行により得られる利益は、施設及び駐車場を整備して道の駅「仁保の郷」の利用者の利便性を確保することにより、当該施設の有効活用が図られることである。
イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設(以下「本件施設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。
ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。
エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地及び建物の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。
- (四) 法第二十條第四号関係
ア 本件事業は、施設及び駐車場を整備して道の駅「仁保の郷」の利用者の利便性を確保することにより、当該施設の有効活用を図るため早急に実施されるべき事業である。
イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。
ウ 以上のことから、本件事業は、土地及び建物を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められる。
起業地を表示する図面の縦覧場所
山口市農産村地域づくり推進課



山口県公安委員会告示第二十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和六年八月十六日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 - 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）
- 二 審査の期日及び場所
 - (一) 期日 令和六年九月十七日（火曜日）から同年十月十日（木曜日）までの間において山口県公安委員会が指定する日
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 - 令和六年八月十九日（月曜日）から同月二十六日（月曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 - 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
 - (二) 次に掲げる審査の種類に応じ、それぞれ次に定める書面
 - 1 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種） 規則第十七条第一項各号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
 - 2 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）以外の審査の種類 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

証する書面

(二) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

次に掲げる審査の種類に応じ、それぞれ次に定める額に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

- (一) 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）及び技能検定員審査（準中型） 二万三千四百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千元
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百元
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千三百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百円

備考

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千三百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

(二) 技能検定員審査（普通） 一万九千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千五百円から同

表の下欄に掲げる額を減じた額)

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千円
三 教則の内容となっている事項	二千元
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千元
五 技能検定の実施に関する知識	千九百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五十円

備考
普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

(三) 技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引) 一万四千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	二千六百五十円

六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

備考 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	二千五百五十円
--	---------

(四) 技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種) 二万五千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千四百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千七百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課(電話〇八三一 九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第二十八号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり

実施する。

令和六年八月十六日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

二 審査の期日及び場所

(一) 期日 令和六年九月二十五日（水曜日）から同年十月十日（木曜日）までの間に
おいて山口県公安委員会が指定する日

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和六年八月十九日（月曜日）から同月二十六日（月曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）

(二) 次に掲げる審査の種類に応じ、それぞれ次に定める書面

1 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種） 規則第十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

2 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種） 以外の審査の種類 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示す

ること。

七 審査手数料

次に掲げる審査の種類に応じ、それぞれ次に定める額に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

(一) 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）及び教習指導員審査（準中型） 一万四千五百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千六百元
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千六百元
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円
備考 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千四百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。	
(二) 教習指導員審査（普通） 一万千八百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）	
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
審査細目	減ずる額

二 技能教習に必要な教習の技能		千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能		千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識		千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識		千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識		千三百円
備考 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。		
(二) 教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普通二)及び教習指導員審査(牽引) 九千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)		
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能		千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能		千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能		千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識		千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識		千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識		千二百五十円
備考 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる		

審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。		
(四) 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種) 一万二千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)		
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能		四千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能		二千五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識		二千五百五十円
備考 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百五十円を減ずるものとする。		
八 その他		
(一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。		
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。		

令和六年八月十六日
発行

発行人
所

山口県
知事
庁